

## 1 議事日程（5日目）

〔平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成21年6月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第2 議案第44号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第45号 太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第46号 太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）
- 日程第7 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 発議第3号 特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について
- 日程第9 請願第2号 物価に見合う年金引き上げを求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 請願第3号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願（議会運営委員会）
- 日程第12 意見書第2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	木村甚治
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	松田幸夫
健康福祉部長	松永栄人	建設経済部長	新納照文
会計管理者併 上下水道部長	宮原勝美	教育部長	山田純裕
総務課長	大藪勝一	経営企画課長	今泉憲治
市民課長	木村和美	福祉課長	宮原仁
保健センター所長	和田敏信	都市整備課長	神原稔
上下水道課長	松本芳生	教務課長	井上和雄
監査委員事務局長	井上義昭		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松島健二	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） おはようございます。

6月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第43号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案の主な内容は、大字通古賀の一部の区域、字の区域につきまして字関屋。大字国分の一部の区域、字の区域につきましては字川原、字紺町、字鍛冶久を新たに幸都一丁目及び幸都二丁目と変更するものであります。

町の区域は、通古賀区域と国分区域の行政区界で、恒久的な施設であります大谷川をもって町界とし、2つのブロックに町割りをするというものです。

また、新町名につきましては、地元のご意見も十分に尊重し、大字通古賀の一部を幸都一丁目、大字国分の一部を幸都二丁目としているとの説明を受けました。

質疑の中では、委員から、提案理由で町の区域の設定を11月中旬をめどにする必要があるとあるが、具体的に決まっているのかとの質問に対し、11月16日月曜日に予定をしているとの回答を得ました。

小学校の学区はどうなるのかについては、従来の大字国分の市街地部分については国分小学校、通古賀区画整理事業地内については水城西小学校になるとのことでした。

また、住民説明会を開催したと思うが、おおむねスムーズにいったのかとの質問には、当初は国分という名称がなければこの事業は外してもいいというような意見もあったそうですが、再三協議を行い、全戸アンケートも行い、隣組総会において承認を得たとのことでした。

また、委員からの意見としましては、今回の大字通古賀の区域に関屋という歴史的地名がある。太宰府の歴史を考えたときに、歴史を守る、まるごと博物館構想というものを踏まえて、

今後できるだけ歴史を残すということで、町名についての行政指導をお願いしたい。また、将来を見据えて全体的にどうなるのかということまで判断しながら取り組んでほしいという意見がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第43号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本議案につきましての環境厚生常任委員会の審査内容の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第4まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から日程第4、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第44号から議案第46号

について、その審査内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、本議案は、太宰府市立南保育所の保育業務委託に関連し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、事務引き継ぎのため来年3月末まで職員を派遣する必要が生じたために条例を制定するものであり、派遣する職員及び派遣後の職員の処遇、給与、退職時の取り扱いなどについて規定するものであります。

執行部の説明に対し、委員からはまず、派遣先は規則で定めるとあるが、その内容について質疑があり、執行部からは、派遣先は社会福祉法人みらいであり、規則は4つの条文から成っているとのことで、条文の説明がありました。

さらに、事務引き継ぎが終了すれば条例は廃止するのか、社会福祉法人みらい以外の団体への適用は考えているのかなどについて質疑があり、執行部からは、廃止は考えていないこと、現在のところほかの団体には適用しないが、行政組織や職員配置のあり方も含め、検討していく課題であると認識しているとの回答がありました。

なお、質疑の中で、新たに制定する条例に係る規則がある場合は、その案も資料として提出してほしいと要望がされております。

討論では、公設民営の保育所が適切なのか、内部検討を要望するとの賛成討論がありました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第44号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」、その審議内容と結果を報告します。

本議案の主な内容は、委員の選考基準の規定中、「区長」とあるのを「区自治会長」と改め、太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、「市議会議員」を縮減、さらに「その他市長が適当と認める者」を新たに追加するものであります。

説明に対し、委員からは、自治会長という任意団体の代表が条例の中に入っていることについて問題はないのか、どこの区の自治会長が選ばれるのか、また名称は「市内自治会長」とすべきではないかなどの質疑があり、執行部からは、問題はないと考えている、従来から各区にあった組織も任意団体であり、それぞれの区の取り決めの中で区会、町会あるいは自治会という呼び方を使用していたが、市としては「区自治会」、「区自治会長」という呼び方で統一するようにしている。推薦については、自治協議会連合会にお願いすることとなる。これは、市全体にかかわる税の問題であり、多くの意見を集約しながら参考としたいため、市民代表として区自治会長にお願いするものであるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第45号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」、

その審査内容と結果を報告します。

本議案は、条例中、「区」とあるのを「区自治会」、また「区長」とあるのを「区自治会長」に改めるものであります。

説明に対し、委員からは、地区公民館という名称も改める必要があるのではないかとの質疑があり、執行部からは、今の時点では考えていないが、自治会制度の推進ということから担当課と協議しながら整理していきたいとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会に審査付託された議案第44号から議案第46号について審査内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第44号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第45号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第47号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の設置に伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものです。

主な内容は、平成22年度から平成26年度までの後期行動計画書策定に向け、調査審議することを目的とし、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会を設置するものでありま

す。

本議案に対する質疑におきましては、委員から、これを策定するメンバーはどういった方が入るのか、またどんな審議をするのかとの質問に対し、執行部から、委員の構成については施行規則をつくり、その中で運用し、実際に子育て支援に携わっている方、関係機関の方、識見を有する方等の中から選出する。また、委員会での審議内容は、前期行動計画の総括並びに平成20年度に行ったニーズ調査の中身を審議しながら策定するという回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本議案につきましての環境厚生常任委員会の審査内容の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第6、議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業補助金を活用し、事務補助員として雇用する臨時職員の賃金、共済費が主なものであります。

その他、歳出については、まず、議員政務調査用パソコンの賃借料等6万8,000円、これは5年間リースとなりますので、第2表の債務負担行為補正で、平成22年度から平成26年度までのリース費用として限度額36万4,000円が計上されております。

また、学校教育課の事務補助員の賃金として、9カ月分159万2,000円が計上されております。

次に、歳入につきましては、今回の補正に係る歳入の不足分として、財政調整資金から2,209万9,000円繰り入れております。

債務負担行為補正では、地域イントラ機器更新のため、保守委託料として限度額を1,924万4,000円、賃借料として限度額を4,251万1,000円それぞれ計上されています。

以上、説明を終え、委員からは、緊急雇用創出事業として、図書室の事務補助員の賃金等が計上されているが、これにより図書室の開放時間は増えるのかなど質疑があり、執行部からは、平成16年4月から学校事務員と図書事務員が一本化された影響で、学校事務へ重点が置かれ、図書事務が停滞しているため雇用するものであり、雇用期間は6カ月となることから現状維持になると思われるとの回答がありました。

討論では、学校の図書司書が学校事務に多くの時間かかわっているため、図書室がほとんどあいていない状態である。今、子供の活字離れ等深刻な問題になってきていることから、雇用創出を考える上においてぜひ図書室の人員配置について検討してほしいとの賛成討論がありました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第48号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第48号の総務文教常任委員会所管分について審査内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

補正の主なものとして、8款4項2目公園事業費の公園改良関係費として3,200万

円増額補正されております。執行部からは、国からの都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費補助金及び公園事業債を通古賀近隣公園、国分の千足町公園、観世音寺の五反田公園の遊具を更新するための工事費に充てるものとの説明がありました。

本件に関連いたしまして、今後公園の遊具を更新などしていく場合に、高齢者向けの遊具を設置する考えがあるかどうかという質疑がありました。執行部からは、状況に応じて検討していきたいとの回答がありました。

このほか、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金による違反広告物除去や除草、草刈り作業の委託料などが計上されております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の建設経済常任委員会所管分については、全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出では、2款総務費、2項企画費、女性政策費で、配偶者からの暴力被害者で現在の居住地に住民登録ができていないために定額給付金及び子育て応援特別手当の給付が受けられない方のために、DV被害者等定額給付金等相当額給付金として、負担金、補助金及び交付金を計上しております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、職員の出産休暇に伴う代替臨時職員を雇用するための共済費賃金分を国保特別会計へ繰り出すための繰出金の増額。

2目老人福祉費では、包括支援センターの2階空調設備、来客駐車場、案内看板の設置等、改良工事に係る工事請負費の増額及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額。

9目国民年金費では、電算システムの変更費用として100%国の補助により増額補正しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、母子保健費では、妊婦健康診査の公費負担回数を4月より5回から10回に増やしたところでしたが、4月1日現在の県内の状況のほとんどが14回であるという状況を踏まえまして、本市でも14回に増やすとのことで、増額補正となっております。

同じく、2項清掃費、塵芥処理費では、国の緊急失業対策として雇用の促進を図るための緊

急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用し、市内スーパーマーケット3カ所においてリサイクルボックス分別の監視を行う指導員を配置するための委託料を増額補正しています。歳出は以上です。

歳入につきましては、すべて歳出に伴う補正となっております。

審査は、各款各項ごとに執行部の補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

本議案に対する主な質疑につきましては、DV被害者等定額給付金等相当額給付金につきましては、どのような方法で支給するののかとの質問に対しては、口座振り込みまたは現金払いであり、直接手渡すことについてはケース・バイ・ケースで判断するとのことでした。また、受け取りにはDV被害者である証明が必要となるため、ただ申請するだけで給付するものではないことを確認しています。さらに、給付金の二重払い問題につきましては、筑紫地区4市1町で対応策を考えながら取り組んでいるということでした。

次に、妊婦健康診査関係費につきましては、全部無料になると思っていたのに窓口で負担金が発生したという話を市民から聞いたが、市はどのように対応しているのか。また、回数は増えたが助成内容に変化があったのかとの質問に対しは、執行部より、母子健康手帳を交付する段階で保健指導、栄養相談を初め、母子健康手帳に記載されている以外のこともいろいろ説明し、当然その中に妊婦健康診査のことも含まれるので、その際に県医師会からの要望でもあり、無料券ではなく補助券であるということも説明しているとのことでした。

また、助成につきましては、検査項目ごとに金額が決められているので、助成回数は増えたが内容的には同じことを説明しているとの回答を得ました。

次に、リサイクルボックス分別指導委託料につきましては、スーパーマーケットのお客様とのトラブル対策につきましては、事前に説明会を開き、リーダーを配置し、徹底するとのことでした。

また、実施の期間は、7月ないし8月から今年度末までで想定していること、また1人当たりの予定としている賃金月額につきましては、1日6,000円で20日間ということで12万円ぐらいを想定しているとのことでした。

さらに、市民への周知徹底につきましては、チラシやポスターで市民周知に努めていくとの回答を得ています。

また、指導員には、作業服と腕章を配付し、作業に当たってもらうとのことでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第48号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。  
自席へどうぞ。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。  
採決を行います。  
ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。  
したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。  
〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第7、議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。  
本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」、審査における主な内容と結果をご報告します。

今回の補正は、歳出歳入それぞれ650万8,000円の増額補正がなされています。

まず、歳出につきましては、3款2項包括的支援事業・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額補正591万6,000円、5款2項拠出金の介護サービス事業勘定拠出金の59万2,000円の増額につきましては、介護保険サービス事業勘定におきましてケアプラン作成スタッフ関係費を59万2,000円増額補正していますことから、同額を拠出しているとのこととあります。

歳入につきましては、介護保険料、国庫補助金、県補助金及び一般会計繰入金の増額補正となっております。

質疑におきましては、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費において事務補助員賃金を増額しているが、1名分であるのかという委員の質問に対しまして、執行部より、これは週

3日であったケアマネジャーの勤務を週3日では業務に支障が出るということで週5日としたものであるということ、内訳はケアマネジャーが11人、事務補助員が2人というのが包括支援センターの合計数であるとのことです。

以上、質疑を終え、討論はなく、議案第50号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第3号 特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について

○議長（不老光幸議員） 日程第8、発議第3号「特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 発議第3号「特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について」の提案理由を申し上げます。

提出者は、私、佐伯修、賛成者は清水章一議員、小柳道枝議員、大田勝義議員、村山弘行議員、武藤哲志議員、安部陽議員です。

この特別委員会は、地方自治法第110条及び太宰府市議会委員会条例第4条の規定に基づ

き、議会議員の定数について調査研究を行うために設置をするものであります。

委員の定数は10人とし、調査終了までの間、議会の閉会中におきましても特別委員会を開催し、審査できるようお願いするものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分〉

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は10人の委員をもって構成し、議会の議員定数に関する件を付託の上、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、10人の委員をもって構成する特別委員会は、議会の議員定数に関する件を付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、1番原田久美子議員、3番長谷川公成議員、6番力丸義行議員、9番門田直樹議員、11番安部啓治議

員、13番清水章一議員、14番安部陽議員、16番村山弘行議員、19番武藤哲志議員、20番不老光幸議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました10人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に14番安部陽議員、副委員長に9番門田直樹議員が決定されました。

以上のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9と日程第10を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第9、請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」及び日程第10、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号及び第3号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

請願第2号におけます協議では、物価が上がった場合のことは書いてあるが、下がった場合はどう考えているのか明らかでない。また、納めなくても8万円ということは納付意欲の問題が出てくることはあるかと思うが、あくまでも基礎部分の8万円、当然過去に納めている人については納めた部分も上乘せし、2階建て部分をというのが趣旨である。以前デフレが進行していたとき、支給額が実質引き下げられた状況であるので、物価が上がったときに引き上げられたら、下がったときには物価スライドとしてそれに対応するのは当然である、等意見が上がりました。

協議の中で委員から、請願内容は無年金者の救済という項目があるが、これについては納付意欲が減退し、将来の未納者増に拍車がかかることにつながりかねないと危惧されること等もあるので、もう少し時間をかけて調査研究したいとして継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、請願第2号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」につきましては、委員大多数賛成で継続審査すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第3号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議では、年金財政にはため込み金があり、それを活用して財源を確保することは可能である。また、保険料を払ってきた人の積立金を無年金者に充てることは反発があるのではないかと、消費税によらないということには反対の立場である。また、過去の消費税引き上げの経過において、消費税がきちんと福祉のために使われているかを再検証する必要がある等の意見が出されました。

協議の中で委員から、現段階では消費税によらないとは断言しがたいと考えている。今、国会議員の間でも100年安心年金プランという名で議論がされている最中でもあり、我々としても鋭意研究しなければならないと考えているので継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、請願第3号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願」につきましては委員大多数賛成で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 紹介議員としまして一言申し上げます。

請願第2号につきまして調査する時間が欲しいという内容での継続ということになっておりますので、調査、時間をとるということはやぶさかではありませんので、継続することに賛成の意見を表明いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第3号につきましても、さきに賛成を表明いたしました請願第2号と同様の理由です。調査の時間をとっていただくことはやぶさかではありませんので、その理由での継続ということですから、賛成を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第3号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成18名、反対1名 午前11時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第11、請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」を議題とします。

本案は議会運営委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 議会運営委員会に審査付託されました請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」について、審査内容と結果を報告いたします。

本案については、6月5日及び16日の2回、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

委員からは、賛成、反対、そしてそれぞれの国旗に対する考え方について意見が出されました。その内容については、後日作成されます議事録を参照願います。

最終的に、緊急を要するものではないこと、さらに調査する時間も必要であるということ、継続審査としたいとの動議が出されました。

よって、本案を継続審査とすることについて採決を行った結果、請願第4号は委員全員一致で継続審査とすることに決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 議会運営委員会の採決に対し、賛成の立場で討論いたします。

私は、個人的にこの請願の趣旨は理解できます。しかし、これから申し上げる2点について、議会運営委員会においてさらなる審議をお願いしたいと考えています。

まず第1点目は、時期の問題です。一般質問でも多く取り上げられましたが、今日本は100年に一度と言われる経済危機を迎えています。市長答弁にもあったように、本市でも生活保護の相談件数は倍増し、今後受給世帯の増加が予想されます。また、市内で倒産の危機に瀕している事業者もあると聞き及んでいます。議会がこの請願を可決した場合、増額補正を行い、議場に掲揚することも考えられます。生活を圧迫される市民が増加する中で、年間を通して300日以上は閉鎖されている議場へ予算をかけて国旗や市旗を掲揚することが喫緊の課題なのかということについては疑問を持ちます。

2点目は、法律によって国旗は制定されましたが、現実問題としてこの国旗が象徴していたかつての制度によって大変な差別を受けてこられた国民がいらっしゃるということも事実です。海外では、第2次世界大戦終了後、国民感情に配慮し国旗を変えた国もあります。議会運営委員会の審議の中で、この庁舎を建設する際、さまざまな市民感情に配慮され、議場の国旗掲揚を取りやめたという話も出たと伺っています。

市民の方は、どのような時期においても請願をする権利はありますが、議会がそれを審査す

るに当たって、市民生活に目線を合わせた予算のかけ方や市民感情についても考慮する必要があります。国旗や市旗は、掲揚の仕方によって予算も大きく変わってきますし、さまざまな市民の考え方に配慮することも可能かと考えます。今後、議会運営委員会の中でそのような議論が行われることを期待いたしまして、討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず、この請願の趣旨ですけれども、もう中身をごらんになれば明らかなように、速やかな判断を求められておられます。今、判断せずに3カ月後に内容がどれだけ変わるのか非常に疑問であります。

また、先ほど渡邊議員の討論ありましたけれども、細かくは言いませんが、日本の歴史の中でこの日章旗というものは長いこと使われてきました。その間、いろんな出来事がありました。あえて戦前とそう結びつける必要はないと思います。今、この前サッカーもありましたが、ワールドカップやオリンピック等々で日本の象徴としてみんなで日の丸を大事に扱っております。非常にそういうふうな日の丸、あるいは国歌等々に反対されるような人々、団体、政党等があるのは承知しております。しかし、大多数の国民がそれを望んでいるから、このような国旗・国歌法というものができたのも事実だと思います。請願にもありますように、民主主義の場として我々の象徴である国旗、そして市旗を掲揚するのは当然のことです。

個人的なことを一つ言わせてもらえれば、おまえは日本人かと聞かれて、ちょっと待ってくれ、3カ月待ってくれ、考えるかということ自体、ちょっと理解できません。請願の趣旨のとおり直ちに採決されるべきだと考え、報告に対しては反対です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成15名、反対4名 午前11時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 意見書第2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第12、意見書第2号「ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第2号の審査における内容と結果を報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第2号につきましては採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成21年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年8月24日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 藤 井 雅 之

会議録署名議員 長谷川 公 成